

公立大学法人宮城大学役員報酬等規程検討資料

役員報酬等規程案 (H20.12.19推進会議)	検討事項	修正案																			
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 公立大学法人宮城大学賃金規程(平成21年宮城大学規程第 号。以下「賃金規程」という。)の適用を受ける職員をいう。</p> <p>(2) 職員兼務役員 職員を兼務する役員(理事長を除く。)をいう。</p> <p>(3) 常勤役員 常勤の役員であって、職員兼務役員以外の者をいう。</p> <p>(4) 非常勤役員 非常勤の役員をいう。</p> <p>第3条～第14条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 常勤役員の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における給料月額は、第5条の規定にかかわらず、同条各号に規定する額から、当該額に100分の6を乗じて得た額を減じて得た額(地域手当及び期末特別手当の額の算定の基礎となる場合を除く。)とする。</p>	<p>・文言の整理</p> <p>・知事等の給与の減額措置に準じて修正</p> <p>【県の減額措置】</p> <p>期 間：H21.4.1～H23.3.31</p> <p>削減率：次の表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1285 1066 1783 1381"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>出納長，公営企業管理者， 病院事業管者，教育長， 常勤の監査委員</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>5.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>手当の算出基礎となる場合を除く。</p> <p>【法人の減額措置(案)】</p> <p>期 間：H21.4.1～H23.3.31</p> <p>削減率：次の表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1285 1598 1783 1829"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td rowspan="2">5.5%</td> </tr> <tr> <td>理事(専任)</td> </tr> <tr> <td>職員兼務役員《賃金規程》</td> <td>5.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>手当の算出基礎となる場合を除く。</p>	職	率	知事	12%	副知事	10%	出納長，公営企業管理者， 病院事業管者，教育長， 常勤の監査委員	9%	一般職	5.5%	職	率	理事長	9%	副理事長	5.5%	理事(専任)	職員兼務役員《賃金規程》	5.5%	<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 公立大学法人宮城大学賃金規程(平成21年宮城大学規程第 号。以下「賃金規程」という。)の適用を受ける職員をいう。</p> <p>(2) 職員兼務役員 職員を兼務する副理事長及び理事をいう。</p> <p>(3) 常勤役員 理事長，副理事長及び常勤の理事であって、職員兼務役員以外の者をいう。</p> <p>(4) 非常勤役員 非常勤の理事及び監事をいう。</p> <p>第3条～第14条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>2 第5条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に係るものに限り、常勤役員の給料月額は、同条各号の規定により定められる額(以下「基礎額」という。)から、理事長にあつては、基礎額に100分の9、副理事長及び理事にあつては、基礎額に100分の5.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。</p>
職	率																				
知事	12%																				
副知事	10%																				
出納長，公営企業管理者， 病院事業管者，教育長， 常勤の監査委員	9%																				
一般職	5.5%																				
職	率																				
理事長	9%																				
副理事長	5.5%																				
理事(専任)																					
職員兼務役員《賃金規程》	5.5%																				